

監 第 1 2 6 9 号
令和2年12月14日

請求人

クスノキ (学名 *Cinnamomum camphora*) 様

請求人代理人 (別添請求人代理人目録のとおり) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	梅 沢 裕 之
同	小野寺 慎一郎

神奈川県職員措置請求について (通知)

令和2年10月22日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求 (以下「本件措置請求」という。) は、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実 (以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることとされており、請求人は、当該普通地方公共団体の住民であることを要する。

そして、法第10条第1項では、普通地方公共団体の人的構成要素である住民について、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とすると規定されているところ、本件措置請求における請求人は、植物のクスノキであり住民には当たらない。

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。

請求人代理人目録

飛澤 美幸
浅賀 きみ江
長田 宏治
岩田 薫
渡辺 秀雄
篠田 房枝
大沼 哲夫
西村 綾子